

## 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター公告

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センターの清涼飲料水自動販売機設置事業者を公募します。

令和5年12月1日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
理事長 小林 哲彦

### 1 公募に付する事項

#### (1) 案件名

清涼飲料水自動販売機設置事業者の公募

#### (2) 募集要項

「清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項」による

#### (3) 賃貸借契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※1年更新、最長令和11年3月31日まで

#### (4) 設置場所・台数

設置場所：大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 管理棟1階ロビー

設置台数：2台

詳細は「清涼飲料水販売用自動販売機設置事業者募集要項」をご覧ください。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

#### (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 最近3年間において、1年以上継続した清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）実績をもつこと。
- (8) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (9) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (10) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

### 3 応募申込

#### (1) 申込受付期間

令和5年12月1日（金）から 令和5年12月22日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

#### (2) 提出場所

大阪府大阪市城東区森之宮1-6-50

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 総務部 (TEL : 06-6963-8004)

(3) 提出方法

提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。

なお、郵送の場合は書留にて期限内に必着すること。

4 質問受付

(1) 質問受付期間

令和5年12月1日(金)から令和5年12月8日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式4)により、電子メールにてnyusatsu@orist.jpへ送付してください。

5 その他

詳細は「清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項」に記載していますので、応募される方は、十分確認のうえ応募してください。

募集要項等

01. 清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項
02. 応募申込書(様式1)
03. 誓約書(様式2)
04. 販売品目(様式3)
05. 質問書(様式4)
06. 清涼飲料水自動販売機設置場所 位置図
07. 販売実績(2020-2022年度)